

FAX 443・3555

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには**請求書の提出が必要**です。

支給要件

①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額^{※1}とその他所得額の合計が878,900円以下であること

②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得^{※1}が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円^{※2}」以下であること

^{※1}障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

^{※2}同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

令和5年4月1日時点で**支給要件を満たしていた方**

日本年金機構から請求手続きのこ

案内が送られています。令和6年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができまますので、未提出の方はお早めにご提出ください。

令和5年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たすようになった方

日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、お問い合わせください。

問合先

給付金専用ダイヤル

☎0570・054092

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・3555

税



家屋の取り壊し・土地の利用状況の変更などをお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和5年12月末日までに、

・家屋の全部または一部を取り壊した場合

・新増築した場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合

は、税務課までご連絡ください。

問合先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)募集

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し、後日依頼のときに健康診

断書

提出先 保育課

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

保育園会計年度任用職員(准看護師)または(看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し、後日依頼のときに健康診断

書

提出先 保育課

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988

FAX 443・2571

パートタイム会計年度任用職員
(放課後児童支援員・補助員)募集

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務地 市立放課後児童クラブ実施

施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時

※土曜日、学校休業日等は午前7時

30分～午後7時(うち6時間程度・

交代制)、週3～5日

応募資格 放課後児童支援員認定資

格、保育士、幼稚園・小中学校教諭、

社会福祉士の資格を有する方

補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

証の写し

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ

七宝地区 七宝児童館

☎ FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎ FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎ 445・1367

FAX 445・0346

寄附



山田 鉦治様

七宝小学校のために

現金1万円

ご厚意ありがとうございました。

問合せ 財政課

☎ 444・1714

FAX 444・0982

環境・衛生



資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月一回実施している資源ごみの

円滑な収集は、各地区推進員の方々

のご協力があつてこそ成り立ってい

ます。推進員の方々に必要以上のご

負担を掛けないよう、分別と出し方

のルールを必ず守ってください。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 445・3856

駆除の相談は？

害虫・害獣(害鳥)の駆除にお悩み

の当事者にとって、最適な方法でご

解決できるように、各種別ごとに応じ

た、次のご案内窓口までお問い合わせ
してください。

①害虫・害獣(害鳥)

公益社団法人 愛知県ペストコン

トロール協会(業者のお取り次ぎ

のみ、駆除のご依頼は受付不可)

月～金曜日(祝日を除く)

午前10時～午後4時

☎ 452・7122

※業者対応の場合は有料となり、駆

除のお引き受けには諸条件もあり

ますが、ご依頼内容や、業者によっ

てはお引き受け条件が変わる場合

もあります。直接ご依頼時に、詳細

をご確認ください。

②害獣(害鳥)のみ(害虫は受付不可)

環境衛生課

※市対応の場合は無料となりますが、

駆除のお引き受けには諸条件があ

り、ご相談内容により、市としては

お断りする場合があります。直接

ご相談時に、詳細をご確認ください

い。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 445・3856

発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処

理工場の火災事故は、「スプレー缶、

ガス缶、ライター、乾電池(充電式電

池含む)の不燃ごみへの混入が主な

原因です。火災事故発生時は、単に日

常の作業に支障が出るだけではなく、

市全体のごみ収集に、多大な影響も

およぼしかねません。

これらのごみは、不燃ごみでは絶

対に出さず、資源ごみ回収時の安全

な分別と出し方にご協力ください。

日頃から、市民一人ひとりが次の

場所で適切に分別して出すことで、

火災事故発生のもたら防止につながり

ます。

①資源ごみ収集ステーション(市内

各地域ごと)毎月1回(七宝地区:

第2水曜日、美和地区:第3水曜日、

甚目寺地区:第4水曜日)の午前9

時まで。

②あま市リサイクルステーション

(旧甚目寺庁舎敷地内)毎日:午前

9時から午後5時まで。(土・日曜・

祝日含む。ただし、12月31日から翌

年1月3日までを除く)開場中は、

いつでも受入れ可能です。

問合せ 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 445・3856

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。
あわせてご参照ください

- ・冊子「令和5年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ
- ・市公式ウェブサイト「事業系のごみ等の処分」

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/p/kurashi/recycle/gomi/1002379.html>

※リサイクルできないごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。



問合先 環境衛生課

☎444・3132
FAX 445・3856

消防

年末にかけて防火点検を

毎年、寒さが厳しい時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月

28日(木)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご家庭でも火を使った後や、

お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめ、防火に努めましょう。



問合先 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330

あま市消防団員募集!

この街を火災や災害から守るためにはみなさんの力が必要です。消防団とは?

条例に基づいて市が設置している消防機関です。

消防団員は他に職業や学業を持ち

ながら、火災発生時の消火活動や地震、風水害などの自然災害における救助活動、避難誘導などを行うとともに、平常時には災害時に備え日々訓練を行っています。また、防火啓発、年末の夜間特別警戒など地域の安全安心のために活動しています。

主な待遇

消防団員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員です。災害時の出勤手当、年額報酬等(年間4万3,000円)が支給され、災害補償制度にも加入しています。また、一定期間以上勤務し、退団した場合は、退職金が支給されます。

対象条件

市内在住もしくは在勤で18歳以上のうち健康で身体を動かすことに支障がない方。

申込・問合先 危機管理課

☎444・0862
FAX 441・8330



救急車の適正利用について

海部東部消防組合管内(あま市および大治町)では、令和4年中に管内人口の約21人に1人が救急搬送されました。しかし、救急搬送された方の内、入院加療が必要ないと診断された「軽傷」の方は全体の約48%となっています。また、「軽症」と診断された方の中には「救急車の不適切利用」に該当するケースも多く見受けられました。そのため、救急車の出動が重なり、到着時間が遅れた結果、本当に救急車が必要な方のところへ迅速に駆けつけることができないという事態が起きています。

真に緊急を要する方のために救急車の適正利用をお願いします。

こうしたケースで救急車がよばれました。本当に必要か考えてみましょう。

- ・救急車は無料だから(タクシーだと有料だから)
- ・通院、入院予定日だったから
- ・どこの病院へ行けばいいかわからなかったから
- ・救急車で行くとはやく診てもらえるから

※診察してもらえない病院がわからない等迷った場合は、愛知県救急医療情報センターへお問い合わせください。